

(仮称) 大磯町自治基本条例策定第9回ワークショップ 議事録

■今までのまとめ■

- 「(仮称) 大磯町自治基本条例」骨子案について
- アンケートの中間報告

■ 「(仮称) 大磯町自治基本条例」骨子案について■

先生：この骨子案に現時点で不必要なものはあるか。

委員：子どもを中分類であらためて他に町民のほかに規定する意味はあるのか、子どもも町民の一員。だからあらためて規定する必要はない。

先生：権利能力を子どもは大人に比べて持たないから区別すべきとの意見もあり。

委員：財政については、ある程度日本国憲法に規定がなされている。それを踏まえても書くべきなのか、さらに強調するために書くべきか。

委員：オンブズマン規定は本当に大磯町に必要なのか。オンブズマンをつくるのならば、新たにそのための部局・課を作成しなければならない。しかし、本当に大磯町にオンブズマンというものは必要なのか。経過措置規定や必要になったときに使うことができるということを条文に盛り込みたい。

委員：「～しなければならない」という言い回しの条文ができるか。

先生：縛りたいとこのみを縛ることは可能である。主語や事柄に注意して考えるべき。

委員：条文は、長く難しいと浸透していくないので、わかりやすい表現を目指し、具体的な部分については、他の条文で定めるなどして簡略化すべき。

委員：もしものときの経過措置規定をつくるべき。

委員：大磯カラー・特色をもつ目玉商品といえるべきものを盛り込むべき。その他は他の自治体と同じでいい。

委員：条文を10～20条ぐらいに抑えるべき。

事務局「要旨目的」「主体」「おかげ」の条例3本柱を根底に考えていく。「要旨目的」はパートナーシップ・協同「主体」住民は“行政主体”というものを書いているものではありません、「おかげ」オンブズマン・住民投票をどうするのか。

委員：説明責任・行政評価についての条文はほしい。

委員：改正規定もほしい。

先生：住民投票は必要か。

委員：今まで入れる方向で考えてきたので、ぜひほしい。

委員：たとえ10年に1度しか使用しなくとも伝家の宝刀としてもっておきたい。

委員：こういうこともできる。象徴的なものとしてほしい。

「(仮称) 大磯町自治基本条例」骨子案

1、構成

前文では方向性を

自治の基本原則 尊重し、実現を目指すべき事項とは対等・協同を表している
責務とは義務のことではない

2、要旨

総則 定義 「町民」の定義について、大磯町に住民票を置く人だけでなく住民登録にかかわらず（一定期間）大磯町に生活している人…

外国人についてはあえてここでは規定しない。また外国人登録とは地方自治法よりあくまで形式。住んでいるのならばそれでよい。

また一定期間についても1年2年など明確な規定を定めるのではなくあくまで曖昧に規定する。いっそ一定期間ということばをきってもよい。

自治の基本原則は総則の目的に吸収すべき。

法令の自主解釈・財政自治の原則・対等及び協力の原則 あえて定義しなくとも良い。
総則にいれるべき。

コミュニティについて

コミュニティ=NPO法人と考える。また市民活動団体とはNPO団体（県が承認済み）町民サークル（町が承認）ととらえる。そのことについては明確に様々規定するのではなく、あくまで曖昧に規定すること。協同の1つの大切なポイントとして考えること。

町長

町長の責務についてはこの自治基本条例上にしっかりと規定すること。

町民の代表制と権限についての項目はいらない。

行政運営 総合計画についてはすでに行っていることなどだからいらない。

危機管理（リスクマネジメント）について

防犯・緊急事態など・AEDの使い方など自治基本条例に入れる必要はあるのか。

委任・委託：入札関係外部関係 町の内容なのでいれない

連携・協力関係は町の内容ではないのでいれない

次回は、第1回策定委員会となり、4月22日（木）午後5時30分から、保健センター2階研修室。